

平成22年度〔第3四半期〕随意契約の結果（500万円以上の物品、委託、工事）

県民文化生活部

（注） 1、 2の説明

表頭欄の「根拠法令」(1)は、随意契約ができる場合について規定している地方自治法施行令第167条の2第1項の1号から9号のうち該当する号を記入し、2号の場合(性質又は目的が競争入札に適しないもの)については、「適用類型」(2)に厳格な運用を図るために県が作成した7類型のうち該当するものを記入しています。

契約担当組織の名称	事業名	契約内容	契約締結日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約とした具体的理由	根拠法令 1	適用類型 2
県民活動課	滋賀県公募提案型ふるさと雇用再生特別事業委託	耕作放棄地活用の漁・農複合型事業「琵琶湖の固有魚と抽水植物の共生養殖田づくり」と「生きた内湖・マキノ夢の森再生」雇用創設事業	平成22年10月1日	NPO法人グローバルヒューマン	5,967,603	当事業は、県内の事業者から応募のあった企画案から、審査会で採用された事業をその提案団体に対して県事業として委託するものであり、契約内容に代替性がなく競争入札に適さないため。	2号	4
県民文化課	若手文化活動者フェスティバル開催事業委託	若手文化活動者フェスティバル開催業務	平成22年12月16日	株式会社しがぎん経済文化センター	6,800,000	公募型プロポーザルによる企画提案方式で選定された相手方との契約であるため。	2号	4